



平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称  
下関市菊川町土地改良区

認可年月日  
平成三〇、四、二四

山口県告示第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 土地改良区の名称

下関市菊川町土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

荒小田頭首工

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間（毎年五月二十五日から九月三十日まで）における用水の取水量は、一秒につき〇・〇四四七一立方メートル以下とする。

2 頭首工のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ頭首工の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により行うものとする。

3 頭首工の操作員は、頭首工の地点における水深が一メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
頭首工の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、頭首工の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより頭首工の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 洪水時であっても、頭首工のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。

四 認可年月日

平成三十年四月二十四日

山口県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市錦町宇佐郷字孫右エ門木屋一七八〇、字孫右衛門山一八〇三の一、字火ノ谷一八〇五、字岡足谷一一八一五、字をかあし谷一一八一六、字蛇ノ谷一一八二一の一、一一八二四、字大浴一一八二五、字埕ノ前一一八九九、字のより一一九〇〇の一

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所  
美祢市美東町大田字矢櫃五三第一
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十七号

平成三十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源涵養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町	八七・八〇	二一六・〇七
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。）	九〇二・六七	二四八・五〇
大津地区	長門市	四五一・八四	一四〇・九四
豊浦地区	下関市	三五七・六八	一九七・六九
厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六八五・二五	二四一・八七
樫野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二七四・一二	三五二・二二
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。）防府市	六五七・〇六	三五八・六二
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町おける区域に限る。）	三七一・六八	一七七・〇八
田布施川・島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。）熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	一・九四	七一・三〇
由宇川・柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。）柳井市	一四・六六	一六九・八九
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。）	四八四・四五	一三六・四八
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一二	上関町	九・〇二	周防大島町	一二・五四
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六		
下関市	一二・六四	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

三 保健保安林

山口県	一三四・一二
-----	--------

山口県告示第二百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三七号橋りよう補修工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 一般国道四三七号橋りよう補修工事（第一工区）
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
- (二) 工事の概要

工	種	数	量
---	---	---	---

多柱式鋼管杭補修工

一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成三十年五月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号  
申請書等の提出期間及び時間

(四) 平成三十年六月四日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年七月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇一三二一〇三九六）にすること。



(一一八) 平成三十年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成三十年十一月十八日（日曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成三十年七月三十日（月曜日）から同年八月二十四日（金曜日）まで（郵送の場合、八月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成三十年十二月十一日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三一九三三〇一八）にすること。

(二一九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成三十年九月二十八日

(四) 納入場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十年山口県告示第四十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成三十年六月一日から同年七月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成三十年七月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年七月十三日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成三十年七月十三日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百四十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年六月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 360 sets

- (3) Delivery period : September 28, 2018
- (4) Delivery place : Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice : Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M. July 12, 2018 (If brought in person : 10:00 A.M. July 13, 2018)



**山口県公安委員会告示第十六号**

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年六月一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成三十年七月十八日（水曜日）から同月二十四日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十五日（水曜日）の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成三十年七月二十三日（月曜日）及び同月二十四日（火曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月二十五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会

館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四條に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者

受講申込書の受付期間

平成三十年六月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備

業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)の

ウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務

従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八

条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規

則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を

除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講し

ようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余

白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施

する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警

察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った

宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第十七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等

の検定を次のとおり実施する。

平成三十年六月一日 山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

施設警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成三十年九月五日(水曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成三十年九月二十日(木曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該

当する者であること。

(一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該

合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成三十年七月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前八時三

十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員

にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す

る書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の

写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

施設警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成三十年九月五日(水曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成三十年九月二十七日(木曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

平成三十年七月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年六月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

交通信号灯器 一一一四台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成三十年九月二十一日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二三三七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十年山口県告示第四十三号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成三十年六月一日から同年七月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成三十年七月十二日午後三時(入札書を持参する場合は、平成三十年七月十三日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成三十年七月十三日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否  
要  
(四) 契約保証金  
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年六月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課（電話〇八三一九三三―〇一〇）に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 1114
- (3) Delivery period: September 21, 2018
- (4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 12, 2018(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 13, 2018)



山口県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成三十年六月一日

山口県 監査委員

氏名 住所 所 期 間

品川 充洋 岩国市今津町六丁目九番一〇―二号 平成三十年六月一日から平成三十一年三月三十一日まで

森永	晃仁	光市虹ヶ浜三丁目一番二〇―五〇三	〃
河口	雅邦	宇部市厚南中央四丁目四番四七―一	〃
村田	治子	山陽小野田市大字東高泊四一二の二	〃
水谷	公威	周南市住崎町三番二〇―四〇七号	〃
山田	康雄	下関市伊崎町一丁目八番一〇号	〃
花井	宏行	岩国市麻里布町一丁目八番九五―一	〃
		〇〇―一	〃

平成三十年六月一日  
發行

發行  
人所

山口  
県  
知事  
庁